

消費者委員会の審議事項のイメージ（案）

1. 横割り事項

- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等につき調査審議、建議（設置法第6条第2項第1号及び第2号 国民生活審議会）
- 消費者政策会議（閣僚級の会議）が消費者基本計画の案を作成しようとするとき等に意見を述べること（消費者基本法第27条第3項 国民生活審議会）
- 消費者安全の確保に関する基本的な方針の作成の際に、意見を述べること。（消費者安全法第6条第4項）
- 食品安全基本法の基本的事項の案の作成の際、意見を述べること。（食品安全基本法第21条第2項 食品安全委員会）
- 個人情報 の適正な取扱いの確保に関する重要事項につき調査審議、建議、個人情報 の保護に関する基本方針につき意見を述べること（設置法第6条第2項第1号、個人情報保護法第7条第3項 国民生活審議会）
- 公益通報者の保護に関する調査審議、建議（設置法第6条第2項第1号 国民生活審議会）
- 地方消費者行政の在り方に関する検討（附帯決議）
- 政府による以下の事項の検討に際し、審議を行い、意見を述べること。（附帯決議）
- ・消費者委員会の委員の2年以内の常勤化（設置法附則第2項）
 - ・消費者関連法律についての消費者庁の関与のあり方の見直し、消費者行政に係る体制の整備（国民生活センターを含む）（施行後3年以内）（設置法附則第3項）
 - ・地方公共団体の消費者政策の実施に対する国の支援の在り方（施行後3年以内）（設置法附則第4項）
 - ・適格消費者団体に対する支援の在り方（施行後3年以内）（設置法附則第5項）
 - ・不当な収益の剥奪及び被害者救済制度（施行後3年を目途）（設置法附則第6項）
- 国生審の検討の継承事項
- ・消費者契約法の見直しに関する検討等（国民生活審議会）

2. 物価関係

- 物価に関する基本的な政策に関する重要事項（公共料金の改定を含む）につき調査審議・建議（設置法第6条第2項第1号 物価安定政策会議）
- 生活関連物資等の割り当て又は配給等に関する重要事項を調査審議。（国民生活安定緊急措置法第27条第1項、第2項 物価安定政策会議）

3. 消費者安全関係

- 内閣総理大臣が消費者安全法に基づく命令、商品等の譲渡・使用等の禁

止・制限を行う際に、意見を述べること。(消費者安全法第17条第4項、第18条第3項)

消費者被害の発生又は拡大の防止に必要な勧告、報告徴求(消費者安全法第20条)

政府が消費者安全法の重大事故等の範囲について検討する際に、意見を述べること。(施行後3年以内)(消費者安全法附則第2項)

家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定めようとする際及び、表示に関する命令をしようとする際に、意見を述べること(家庭用品品質表示法第11条 *消費経済審議会*)

4．消費者取引関係

訪問販売等特定商取引に係る取引の態様や適用除外等を定める政令の制定又は改廃につき、諮問を受け、意見を述べること。(特定商取引法第64条第1項、第2項 *消費経済審議会*)

割賦販売及び前払い式特定商取引に係る指定商品、役務、権利を定める等の政令の制定又は改廃につき、諮問を受け、意見を述べること。(割賦販売法第36条第2項 *消費経済審議会*)

5．表示関係(食品以外)

景品類・表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項に関する調査審議、建議(設置法第6条第2項第1号八)

表示・景品類の指定・改廃、景品類の制限・禁止・改廃等をする際に、意見を述べること。(景表法第5条第1項)

住宅性能の表示基準を定め、又は変更しようとするときに、議決すること。(住宅品質確保法第3条第4項 *社会資本整備審議会建築分科会*)

6．食品表示関係

販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。(食品衛生法第19条第1項 *薬事・食品衛生審議会*)

飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること(JAS法第19条の13第5項 *農林物資規格調査会*)

7．特定保健用食品関係

販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者が許可を受ける際に、調査審議すること(健康増進法第26条第1項、設置法第6条第2項第2号 *薬事・食品衛生審議会*)

(注) 斜体字の審議会等は、現在各府省庁において当該事項を扱っている審議会等。